公益社団法人埼玉県社会福祉士会
日本社会福祉士会との個人データの共同利用に関する細則

細則第３号
２０１９年３月２６日制定

（目的）

第１条　この細則は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、本会個人情報取扱規程第２２条に定める個人データの共同利用を、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「連合体」という。）との間で行うときの利用項目その他の事項を定めることを目的とする。

（利用項目）

第２条　共同利用する個人データの項目は別表１のとおりとする。

（利用者の範囲）

第３条　共同利用する者は、連合体とする。

２　連合体は「連合体都道府県社会福祉士会の正会員情報の共有に関する規程」に基づき、本会会員の個人データを、本会と共有する。

（利用者の利用目的）

第４条　連合体は、都道府県社会福祉士会で組織する国内唯一の社会福祉士の職能団体の連合会として、本会の会務活動及び会員への情報提供の円滑な遂行に協力するため、個人データを共同利用する。

２　前項の共同利用について、連合体は、連合体の定款、規則、規程、細則等に定める事務手続き、連合体の会務活動全般の記録等の管理、及びあらかじめ特定した利用目的に必要な範囲で利用する。

（個人データの管理責任者）

第５条　第２条に定める共同利用する個人データの管理責任者は、本会及び連合体の事務局長とする。

（改廃）

第６条　この細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この細則は、2019 年 3 月 26 日から施行する。

別表１（第２条）

項　目	情 報 内 容
会員基本情報	社会福祉士登録番号、会員番号、氏名、性別、生年月日、住所、自宅連絡先(電話、FAX、メール等)、勤務先(所在地、電話、FAX、メール等)、種別職種、入・退会年月日、会員証期限日、役員情報、所属委員会、国家試験区分、国家資格合格年、養成施設校、最終卒業学校・学部・卒業年月
会費情報	支払口座、支払方法、入金日、未納期間・未納額、会費履歴 徴収不能処理年度
成年後見関連	成年後見人研修受講者番号、研修終了日、ぱあとなあ名簿登録・解除日、成年後見受任件数、ぱあとなあ会費・ぱあとなあ名簿登録料の入金日・未納額ぱあとなあ会費履歴
懲戒情報	懲戒処分日、懲戒処分内容・事由
生涯研修情報	都道府県社会福祉士会主催研修別 修了者氏名、 修了者会員番号、修了者社会福祉士登録番号、各会員研修課程履修状況
認証研修情報	認証研修別 修了者氏名、 修了者会員番号、 修了者社会福祉士登録番号 各会員取得単位状況